

## 第10回 再生可能エネルギーに関する検討会（議事概要）

日 時：令和6年2月21日（木）11:00～11:50

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：再生可能エネルギーに関する検討会委員 10 人

議会事務局 早川政策法務監兼法務班長 ほか

資 料：事項書

資料1 再生可能エネルギーに関する検討会報告書（素案）

資料2 地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書（素案）

資料3 各会派からの意見のまとめ

### 津田座長

ただいまから、第10回再生可能エネルギーに関する検討会を開会いたします。本検討会のとりまとめに向けて、委員間討議を行っていききたいと存じますので、よろしくお願いたします。

また、本日の進め方ですが、前回お決めいただいた報告書案及び提言書案について、各会派からの御意見を御報告いただき、報告書及び提言書の素案を固めてまいりたいと存じますので、御了承お願いたします。

なお、前回の検討会における御意見を反映し、会派に持ち帰りいただいた報告書及び提言案の素案を資料1及び資料2として、また、事前に各会派から聴取した意見のまとめを資料3としてお手元に配付しておりますので、御確認ください。

それでは、各会派からの御意見について、各会派の代表の方から御説明願います。それでは、新政みえから願いたします。

### 舟橋委員

もう既にうちの会派のメンバーの意見につきましては反映されておりますので、今回は特にございません。

### 津田座長

それでは自由民主党、小林委員。

### 小林委員

三の「風力発電」のところなんですけども、4の「企業の参画支援及び誘致」とい

うことについて、県内の海域に洋上風力発電を導入することを決定していない状況で、発電事業者等の事業者の誘致に関する提言を盛り込むのは時期尚早ではないか。そういう意見が出ましたので、御報告させていただきます。

#### 津田座長

次に、草莽の長田委員。

#### 長田委員

特段、元々の原案どおりでOKです。

#### 津田座長

それでは、日本共産党の吉田委員、よろしくお願いします。

#### 吉田委員

日本共産党は別紙にまとめていただきました。

いろんな方から意見をいただいて、文字としては多くなっているんですけども、全体的にもう既にこの検討会で出てるようなこともあるので、そういうのも含めてお話をさせていただきますが、まず2ページのところに関して、この意見、全体的に明確な定義の確認という意味合いが強いです。

適地誘導っていう議論があったと思うんですけど、やはり適地というのは誰にとっての適切なのかっていうことを明確にする方向でお願いしたいというところが意見の1点目です。

2点目のところが、同じく2ページで、「エネルギーの地産地消」というところで、地元の住民なり業者さんたちなりに利益があるようにという議論があったと思うんですけども、ここに関しても明確な定義を、誰にとっての利益なのかということとか含めて、定義を記載してはどうかという提案です。

続いて3点目です。ほかの会派の方も意見があったかとは思いますが、同じく2ページの「合意形成」において、地域住民の参加の観点というところを強化してはどうかという意見です。今までもアセスメントの内容を調査した中で、地域住民の参加の観点が弱いですという参考人の方のお話もあったと思いますけれども、そこも改めて意見として強調したいと思います。

続いて、意見の4点目です。これは裏面の下線のところが言いたいところなんですけれども、県外調査、山梨県にも行きまして、とっても良い事例を私たち見てきたと思うので、ぜひそこを参考にしませんかというところで、山梨県のすばらしいところはやっぱり設置規制区域を明確に定めているところだと思いますので、そのところを

盛り込んでどうかという提案です。

続いて、意見の5点目です。議論の中で、例えばアセスメントの問題点の1つとして、元々業者が出している計画を首長、知事なり国の方にも出すと思うんですけども、結局は強制することはできないというか、住民の意見がいくらあっても、それをルールとして反映することはできないという欠点があるという議論があったと思いますが、そこをカバーする条例なりを県が持っていないのかということ进行调查してくださった方がいたんですけど、三重県が既に持っている事例として、この三重県自然環境保全条例というもので、既に三重県四日市にあるメガソーラーで、とても貴重な自然を破壊しかねないメガソーラーの建設に対して、自然保護の観点から、ある程度強制力を持った指示をすることがこの条例35条にあるので、そこの条文を生かしたものにするとか制度を作るっていうことで、三重県版のゾーニングをしっかりとできるのではないかという意見がありまして、調査も行っていないのでいきなりというわけではないですけども、今後参考に意見というか、視野に入れていただけたらいいなと思って意見させていただきます。

最後の6点目なんですけれども、議論の中でもあったかとは思いますが、太陽光発電の施設の「維持管理及び廃棄を強く求めていく必要がある」という記述に関して、求める以上の実効性ある具体的措置について言及してはどうかということです。

## 津田座長

ありがとうございます。

なお、本検討会に委員が入ってみえない会派の公明党及び草の根運動いがについては、事務局に意見聴取をさせましたので、事務局から報告させます。

## 早川政策法務監

資料3を御覧ください。

まず、公明党でございますが、各会派からの意見のまとめでございますとおり、法定外税の導入、そして条例による太陽光発電施設に対する規制強化などにつきましては、全県的な措置となることもありまして、県内各地の実情を踏まえた提言になるようにしてほしいということでございました。趣旨としては、県内各地の実情を踏まえて検討していただいているんですよっていう確認の意味だということでございました。

そして、その次、草の根運動いがでございますけれども、また後ほど詳しく正副座長案修正案で御説明させていただきますけれども、地域住民の理解の關係の記述が2か所ほどあるんですけども、その中で理解については、「十分な理解」というふうに直してはどうかとか、あと、地域住民との十分な合意形成を前提として適正な陸上風力発

電については導入を推進したらどうかというふうな御意見がございました。以上でございます。

### 津田座長

ありがとうございました。

それでは、ただいま各会派からいただいた御意見及び正副座長で再度精査したところ、見直しが必要な点についての会派意見等を踏まえた報告書及び提言書の素案の修正案を正副座長で作成しましたので、事務局に配付させます。しばらくお待ちください。

(資料配付)

それでは、ただいま配付した修正案について、事務局に説明させます。

### 早川政策法務監

それでは、各会派からの意見等を踏まえました報告書案等についての正副座長修正案について説明いたします。配布資料の1ページを御覧ください。

まず、先ほどの各会派からの意見についてでございます。

1つ目は、自由民主党からの御意見についてでございます。御意見としましては、報告書8ページの「企業の参画支援及び誘致」につきまして、説明資料1ページの網掛け部分の発電事業者等の事業所等の誘致の部分でございます。資料の自由民主党からの意見の部分にございまして、県内の海域に洋上風力発電を導入することを決定していない状況で、発電事業者等の事業所の誘致に関する提言を盛り込むのは時期尚早ではないかという御意見をいただいております。対応方針案としましては、御意見を踏まえ、上記の提言事項を削除した上で、見出しを従前のおりに修正してはどうかとしているところでございまして、修正案イメージとしましては、見出しを戻した上で2つ目の「・」を削除するというイメージでございます。

続きまして、配付資料の2ページを御覧ください。次が日本共産党からの意見についてでございます。全部で6点でございます。

まず、1つ目の意見でございますが、資料の網掛け部分にございまして、いわゆる再生可能エネルギー導入の適地というものはいかがかという意見でございます。意見内容としましては、日本共産党からの意見①の部分の1行目辺りから、「したがって、今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するに当たっては、地域住民等の理解を得る必要があります、そのためには、適地での、環境面、防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に対して強く求めていく必要がある。」との記述がありますが、その中で「適地」という言葉があるが、意味が曖昧なので、風力業者の利益にとっての適地なのか、環

境面から建ててもよいという適地なのかを明確にしたらどうかという御意見でございます。対応方針案でございますが、ここでの適地というのは、現状と課題の導入部分において広い意味で使用しておりますので、何かというと難しいのではございますが、あえて申し上げれば、再生可能エネルギーの導入を推進するに当たって望ましい地域のことを指しているというふうに考えております。具体的な区域につきましては、地域の実情に応じて様々であろうかと思われること。そして、具体的な提案内容としまして、法定外税による適地誘導でありますとか、条例による太陽光発電施設の規制、そして、環境アセス条例の対象拡大などを提言する予定でありますので、それらの制度設計を行うときに、具体的な区域を執行部において検討していただくことが適切ではないかと思われまます。したがって、このままとしてはどうかとしてあります。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。該当部分は網掛けの部分でございますが、エネルギーの地産地消についての定義の御意見でございます。「地域で生み出された再生可能エネルギーをその地域の住宅、工場等で消費するエネルギーの地産地消を推進すること」との記述がございますが、御意見としては、この辺りで記述しているエネルギーの地産地消についての明確な定義を記述してはどうかというものでございます。対応方針案でございますが、この報告書、そして提言書の素案におけるエネルギーの地産地消とは、3つ目の「・」での文脈上、地域で生み出された再生可能エネルギーをその地域の住宅、工場等で消費することを指しているため、このままとしてはどうかとしております。

続きまして、資料4ページにお移りください。地域における合意形成についての御意見でございます。報告書素案2ページの1つ目、地域における合意形成の部分の1つ目、2つ目の「・」の中で、「地域における合意形成」という記述がございます。こういう記述に関しまして、地域住民の参加の観点の強化をしてはどうかと。立地計画にどのような検討が必要か、施設の設置など、アセスメントにおける欠点をカバーできるような形で記載してはどうかという御意見でございます。対応方針でございますが、御意見のとおり、報告書素案の5ページから6ページにかけての提言部分におきまして、地域との共生として再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域住民等との合意形成を図るように促すことを提言する予定であること。そして、地域住民との合意形成を重視する観点から、法定外税による適地誘導策でありますとか、条例による太陽光発電施設の規制の中で、住民への説明を義務付けることなどを提言する予定でございますので、このままとしてはどうかとしております。

続きまして、5ページから6ページを御覧ください。御意見の内容としましては、環境アセスメントの対象を広げることについて具体的に記述すること。そして、資料6ページ辺りに下線を引いていただいておりますけれども、三重県も山梨県の事例に倣った規制を検討しているのであれば、山梨県の事例を倣って、設置規制区域について

も明確な定義を検討、記述してはどうかという御意見でございます。対応方針としましては、環境アセスの対象拡大につきましては、報告書7ページの提言部分におきまして、三重県環境影響評価条例の対象拡大などを提言する予定であること。次に、設置規制区域の定義に関しましては、提言6ページにおきまして、太陽光発電規制条例の提言を予定しております。つまり、太陽光発電施設の設置等による周辺地域への災害発生を防止するという観点から、森林伐採を伴う区域でありますとか、土砂災害のおそれのある区域等を設置規制区域とするよう提言することを予定しております。設置規制区域の定義につきましては、条例において詳細に検討の上、規定されることが望ましいと思われるため、このままとしてはどうかしております。

続きまして、資料7ページでございます。三重県自然環境保全条例との関係に関する御意見でございます。御意見の内容でございますが、三重県自然環境保全条例に基づく規制という視点を入れてはどうかとのことで、三重県自然環境保全条例を条文どおり実行することで、三重県版のゾーニングに値する制度が実現するのではないかと御意見でございます。対応方針案でございますが、三重県では、三重県自然環境保全条例に基づきまして、樹林地、農地、湿地、湖沼などの1haを超える自然地における発電施設の設置などといった開発行為を行う場合は、希少野生動物の種の保護、そして緑地の確保の観点から、事業者に対し開発行為の届出を求めており、適切に条例が執行されているのではないかと承知しております。森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域につきましては、太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大などを提言する予定でございますため、このままとしてはどうかしております。

続きまして、最後の御意見でございます。資料8ページを御覧ください。

御意見の内容でございますが、網掛け部分でございますが、維持管理が不適切である又は放置された太陽光発電施設によって周辺の住民に危害を与えないよう、事業者には適切な維持管理及び廃棄を強く求めていく必要があるという記述の部分でございます。その記述の中の強く求めるという部分につきましては、より実効性のある具体的措置について言及したらどうかという御意見でございます。対応方針でございますが、報告書案の6ページから7ページに掛けまして、その辺の提言部分におきまして、太陽光発電については、計画的で適正な維持管理、そして、廃棄を義務付けること、特に設置規制区域内の施設については厳しい監視を行うということなどを提言する予定でありますので、このままとしてはどうかということでございます。以上が、日本共産党からの御意見に対する正副座長案でございます。

続きまして、公明党からの意見でございます。資料9ページを御覧ください。

公明党からの御意見は資料にございますとおり、太陽光発電施設に対する規制強化等については、全県的な措置となるため、県内各地の実情を踏まえた提言になるようにしてほしいというものでございまして、趣旨としては、そういうことを踏まえた検

討をした上で提言されてるんですよという確認の趣旨ということでございます。対応方針案でございますが、法定外税の導入でありますとか、条例による太陽光発電施設に対する規制強化につきましては、地域の実情を踏まえたものとなるように検討しているところでございまして、本提言を受けまして、執行部におかれても具体的な制度設計を検討するに当たっては、地域の実情を踏まえたものとなるようにしていただきたいと考えているとしております。

各会派からの御意見の最後が、草の根運動いがからの意見でございます。10 ページになります。御意見内容としては、住民等の十分な理解についてでございます。報告書 2 ページの「第二 現状及び課題」の柱書につきまして、網掛けをしている部分でございますが、「地域住民等の十分な理解」というふうに、「十分な」という文言を入れてはどうかという御意見でございます。もう 1 か所、同様の趣旨から、報告書案 7 ページの「三 風力発電」の柱書き、網掛け部分でございますが、そこにつきまして、陸上風力発電について、「地域住民との十分な合意形成を前提として、適正な導入を推進していくこと」としてはどうかという意見でございます。対応方針案でございますが、御意見のとおり修正してはどうかということでございます。

以上が、各会派からの意見に対する正副座長修正案でございます。

次に、資料の 12 ページにお移りください。報告書案、提言書案をまとめるに当たりまして、正副座長において再度精査した事項についてお諮りさせていただきます。全部で 4 点課題がございます。

1 つ目が、法定外税による適地誘導についてでございます。本検討会の最終報告をまとめるに当たりまして、再度、提言内容を精査しましたところ、今回の提言案における再生可能エネルギーに関する規制的な提言内容としましては、大きく分けて 3 つございまして、1 つは山梨県で調査を行いました太陽光発電に関する規制条例を参考に、本県でも太陽光発電規制条例を検討すること。2 つ目は、宮城県で調査を行いました自然再生エネルギー等に対する法定外税の導入の検討をすること。そして、3 つ目は、環境アセスの強化という 3 つの提言内容を核としております。これらの 3 本柱を知事に提言し、三重県の再生可能エネルギー政策として検討していただくに当たっては、提言の趣旨を踏まえていただいた上で、3 つの提言の内容の状況や効果、更には公明党さんの御意見にもございました、地域の実情などを総合的に勘案して進めていただく必要があらうかと考えているということでございます。そのような意味もございまして、資料の課題の部分にも書いてございますが、地域と共生した再生可能エネルギーを可能とするためには、まずは森林伐採を伴う地域その他の再生可能エネルギーの設置が望ましくない地域における設置の抑制を目指すということが重要でございます。それが最終目標ではないかと思われま。そして、その手段につきましては、法定外税の導入に加えまして、先ほども申し上げましたとおり、条例による太

太陽光発電施設に対する規制強化でありますとか、環境アセスの対象拡大などによっても効果がありますことから、提言を受けて実施するこれらの規制施策の状況に応じまして、地域の状況を踏まえてベストミックスの方策を採るのが望ましいのではないかと。つまり、法定外税による導入を執行部において検討していただくのは当然のことではございますが、状況に応じて取り得る選択肢の幅を広げておくのが望ましいのではないかと。そのような趣旨を提言に盛り込むことができないかということでございます。そのようなことから、資料 12 ページの下にお示ししましたとおり、「地域との共生を図ることを目的に、再生可能エネルギー施設に対する法定外税を導入することなどにより、森林伐採を伴う地域その他の設置が望ましくない地域における設置の抑制等を目指すこと」と修正してはどうかということでございます。

次ですが、資料 13 ページを御覧ください。

2つ目の課題が、環境影響評価についてでございます。網掛け部分でございますとおり、現在の報告書素案 7 ページにおきましては、提言内容としまして、「施工区域が 10ha 以上の太陽光発電の設置については、土地の造成を行わないものも含め、原則三重県環境影響評価条例の対象とすること」としております。しかしながら、課題のところに記載しておりますとおり、県の再生可能エネルギー政策としまして、再生可能エネルギー施設を適地に誘導するに当たっては、土地の造成を行うことが不要な大規模遊休地における太陽光発電施設の設置などを推進することも必要であるかと思われまふ。その場合、今の提言案のとおり、土地の造成が不要な事業についてまでアセスの対象としますと、大規模遊休地における太陽光発電施設の設置の推進について、悪影響が生じる懸念があるのではないかと思われまふ。したがって、網掛け部分を削除し、10 haに満たないものであっても、森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域につきましては、環境アセスの対象地域とするということにはいかがかという提案でございます。

続きまして、14 ページを御覧ください。

3つ目の課題でございますが、漁業者等の先行利用者との協調における本県の役割についてでございます。課題としましては2点ございまふて、課題の部分に書いてあります1つ目の「・」が1点目の課題でございます。網掛け部分でございますが、1つ目の網掛け部分の報告書素案 7 ページにおきましては、海中騒音をはじめとする漁業への影響調査を県が中心となって行うというようなことを前提として提言書案を作成してございました。しかし、課題の部分の1つ目の「・」に書いてありますとおり、洋上風力と漁業者等との協調に関して、本県に求められている役割を精査しましたところ、海中騒音をはじめとする漁業への影響調査につきましては、調査主体は国、発電事業者等、多岐にわたると考えられます。したがって、これらの関係事業者と連携し、本県も調査を行っていくというふうに修正をしたほうがいいのではないかと

ということが1点目でございます。

2つ目の課題が、網掛け部分にもございますとおり、漁業振興策のとりまとめについてでございます。漁業振興策のとりまとめにつきましては、県がとりまとめるという想定の下で提言を記述しておりましたが、実際としましては、法定協議会などといった利害関係者を交えた協議の場でとりまとめを行うということが実態であるようでございますので、本県の役割としましては、漁業者、市町などと連携を図りつつ、適切に助言、協議などを行うというように修正したほうがいいのではないかとということでございます。

資料 15 ページにお移りいただきまして、最後の課題でございますが、排他的経済水域における洋上風力発電等に関する国などの動向についてでございます。課題についてでございますが、網掛け部分にございますとおり、排他的経済水域を含めた本県沖合の海域でのポテンシャルについては、県が調査及び検討を行うという前提のもとで提言案を作成しておりました。しかしながら、排他的経済水域における洋上風力発電の導入につきましては、現時点におきましては、その制度設計でありますとか、地方公共団体の役割、国との役割などの住み分けにつきまして、現在国で議論が進められているところであると聞いております。排他的経済水域における調査の主体は国なのか、県なのか、県の関与の根拠でありますとか、県の関与の度合いなどといったことについて、ちょっとはっきりしていないという状況であるようでございます。したがって、修正案の下線部にございますとおり、「国等の動向を見据えつつ」という文言を加えまして、「国等の動向を見据えつつ、排他的経済水域を含めた本県沖合の海域でのポテンシャルについて、調査及び検討を行うこと」と修正してはいかがかとしております。

以上が会派意見、そして正副座長での精査を踏まえた報告書素案などについての正副座長修正案でございます。説明は以上でございます。

### 津田座長

それでは、各会派からの御意見等を踏まえて、委員の皆様から御意見等がございましたらお願いいたします。

### 三谷委員

提案させていただいて、ここに反映していただいたのはありがたいんですが、そのところが削除ということで、洋上風力発電を導入することを決定していない状況では時期尚早ではないかというお話ですが、再エネの推進というのは、もう県としては一定の方向性は出てるわけですね。その中で洋上風力というのは、選択肢の大きな柱であることは当然間違いないわけです。私が申し上げているのは、もしそういうもの

をやる場合はこうした方がいいんじゃないですかということをお願いさせていただいたわけで、もしそれが時期尚早だという御意見ならば、例えば、この提言書の7ページに出てる風力発電のところの漁業者等の先行利用者との協調のところ、漁業振興策のとりまとめって、設定もしてないのに振興策のとりまとめするのっていう話になってくるし、洋上風力の導入が決まった場合は地域住民の理解を得るため、発電業者等が地域振興策について云々って言う。私が申し上げたのも、洋上風力の導入が決まった場合はこうした方がいいんじゃないですかというお話をさせていただいたので、これがあかんということになれば、ここらへんのこと全部あかんようになるというつもりで、余り気張る気はないんですけども。一応正副にお任せしますと言うた手前ね。一応意見として申し上げます。

### 津田座長

三谷委員が言われたことについて、自民党内でも議論をしまして、結構その賛否が分かれました。一部、漁業者の中から強い反対意見もあるんですけども、私の方からちょっと提案したいことがありますして、説明のときにちょっと省いておったみたいなんですけども、再生可能エネルギーに関する検討会の報告書の5ページを見ていただきたいと思うんですけども、5ページの(4)の2つ目の「・」なんですけども、三谷委員が前々回言われた「・」の方なんですけども、これはそのまま入れさせていただきました。「洋上風力発電の事業者又はそれに関連する企業の事業者等が県内に立地されることにより、その立地する地域の税収確保、雇用創出等が期待される」と。だから我々は、こういう期待される部分についてはしっかりと議論しましたよっていうことを、ここにしっかりと書かせていただいたんですけども、知事への提言書の中には、ちょっと私の指導力が足りなかったかわかりませんが、知事に提案するときにはちょっと慎重にさせていただきたいという意見がありますして、我々の議論の中では、いいことで期待されるというものを文言に書きながら、知事に提案するときには、なかなかそこまで書き込むのはどうかという意見がありますして、副座長、また、三谷委員にもちょっとこのことは申し上げて御了解いただいたと思ったんですけども、ちょっと言葉足らずで申し訳ないんですけども。

### 三谷委員

うちの会派から出てる副座長も了ということならば、それ以上は言いませんけど、一応、非常に不満であるということだけは申し上げます。

### 津田座長

私としては、前々回、貴重な御意見を賜りましたので、こういう議論がちゃんとあって、我々が議論して期待されてますよっていうところだけはちょっと残させていたいただきましたけれども、努力不足で大変申し訳ございません。よろしいでしょうか。

### 三谷委員

はい。

### 津田座長

ほかに何かございますでしょうか。

### 長田委員

13 ページの修正案イメージのところ、10 haに満たないは書いてあるんですが、10 haを超えておるものを消すと、この10 haって書く必要がまずあるのかなと。なんで10が急に出てきたのかなと、唐突に思わへんかなと思うんですが。

### 早川政策法務監

環境アセス条例の区切りがまず10 haになります。

### 長田委員

それがどこにも書いてない。これを見たときに。

### 丹羽主任

報告書案の修正案ということで、修正案イメージには特段、修正しないところは書かなかったもので、申し訳ございませんでした。

報告書案の3ページのところに、三重県環境影響評価条例の現状について記載をさせていただきます。ここに書いてあるとおりですけども、本県においては、国の環境影響評価法の対象とならない事業であっても、土地の造成を行う場合は、施工区域が10 ha以上の太陽光発電施設については、条例によるアセスメントを義務付けているところでございます。

一方で、次の4ページに続きまして、太陽光発電施設の設置については、参考人の方の御意見もありましたけれども、施設の大小よりも立地する場所によっては影響が大きい場合があるという御発言があったかと承知しておりますので、影響が大きいところについては10 haとかそういうのに限らず、対象を広げたらどうかという御趣旨で提言、その3ページのここを踏まえて7ページの提言のところに、太陽光発電に対

する環境影響評価の対象拡大等というのを入れさせていただいておるんですけども、ここのうちの修正案イメージでは提言案の1つ目の「・」を消すということかどうかという御意見をさせていただいております。その報告書案と修正案イメージを両方見ないと分からない資料になっていまして、申し訳ございませんでした。

#### 長田委員

そうすると、両方とも報告書の中ですね。提言書じゃないですよ、13 ページは。

#### 丹羽主任

ここでの場所については報告書になりますけれども、提言書につきましても、基本的に提言書の建付けとしては、報告書案の提言の部分を抜粋して記載をしておりますので、ここが変われば、必然的に提言書案も変わってくるものと考えております。

#### 長田委員

そうすると報告書としては分かるんですけど、提言書を見た方が急に 10 が出てくると違和感ないですか。

#### 丹羽主任

提言書は、知事に対する提言書案でございます。環境生活部については、現状、環境アセス条例を所管している観点から、十分に事実関係を整理しているものと承知しております。

#### 長田委員

いいです。

#### 津田座長

ほかにございますか。

#### 野口委員

確認をさせていただきたいんですけど、この中で「地域住民」という言葉が出てきてます。「地域住民」っていうのはどこまでの範囲を指しているのかっていうのが決まっているのかなっていうのがあります。

## 早川政策法務監

根拠法によっていろいろ範囲はあろうかと思えますけども、基本的には市町単位になることが多いかなと考えております。

例えば、地域脱炭素化促進事業などの考え方でいきますと、市町の再生エネルギーを進めるに当たっての市町の同意が必要であったりするという考え方もございますので、非常に広い概念でございますので、その制度の基となる根拠法によって範囲は変わってくるのかなということ、なかなかこれって申し上げるのは難しいと思います。

## 野口委員

地域を限定するっていうのもいろいろある。環境とかいろいろ基本的に問題になると思ってるんですけど、例えばさっき言ったように、地域住民っていうのをどういう範囲にするかっていうのがある程度分かっていないと、例えば業者さんが説明するときとかあった場合、地域外、あんた地域住民じゃないじゃないですかというような問題が出たときに、地域住民とは何なんだっていうのが提言されるような気がするんですけど、そこら辺の明確なあれははっきりしない。例えば地域、さっき言った市町村だということ、ある程度解釈していくということよろしいですか。

## 早川政策法務監

アセス制度とか、いろんな条例に関する規制とか、いろんな条例とか法律とかありますので、この提言でいう地域というのは、何とも申し上げることができないとしかちょっとお答えがないかと思えます。

## 野口委員

わかりました。

## 津田座長

あくまでもこちらから提言する立場なので、それを限定する議論もちょっとまだ不足していますし、限定する理屈、限定しない方がいい場合もありますので、そういったことで御理解いただきたいと思えます。

## 野口委員

例えば質問等されたときに、地域住民が何かって言われたときに、ある程度答えなきゃならないときに、全体的にある程度把握してないと。さっき言ったように、曖昧な部分をちょっと決めかねるといえるのはあると思うんですけど、やっぱりここで議論

をしたということは挙げといた方がいいと思います。

#### 津田座長

誰かちょっと前、風力だったと思うんですけども、設置以外の市町だとか、県はその地域住民に入るのかどうかという議論がこの場であったような感じするんですけども、基本的には影響を与える市町とか、そういう回答がどなたかから御説明いただいたような覚えがありますけれども、あくまでも我々から提言する立場なので、いざ条例なんかで書き込むときは、執行部はちゃんと定義みたいなものやっていかないといけないんだと思いますけども。

#### 野口委員

私が言うた質問らしいです。

#### 津田座長

よろしくをお願いします。

#### 野口委員

やっぱりこの確定っていうのは、しといてもらった方がいいと思う。

#### 津田座長

ほかに何かございますでしょうか。

#### 吉田委員

意見をたくさん書かせていただいたんですけども、それぞれに対して御対応いただきありがとうございます。

これから知事に出していくのは提言書であるので、これを踏まえて執行部の方たちに伝えられて検討されていくものだと認識しておりますので、意見の中に示した懸念が伝わっている回答を確認できたので、よかったと思います。

#### 津田座長

ほかにございますでしょうか。

#### 長田委員

9ページの公明党さんからの意見に対して、回答が「していただきたいと考えている」っていうんですが、提言書の中に、これどこか反映されてるんですか。

### 早川政策法務監

提言書の中で申しますと、例えば 12 ページにあります法定外税による適地誘導の辺りで、報告書の方だと 6 ページになります。こちらの方で、先ほど説明申し上げましたとおり、その規制につきましては、太陽光規制条例でありますとか、あと環境アセスの強化でありますとか、あと法定外税の導入というふうな 3 本柱がございまして、そこを執行部の方で今後検討していただくということの中で、地域の実情を見据えて、いろいろ検討していただくという趣旨を踏まえて、この 6 ページの法定外税による適地誘導の部分も修正を行ったというところに反映されているのではないかというふうに考えております。

### 長田委員

今言われてるのは提言書ですか。

### 早川政策法務監

報告書案の提言です。

### 長田委員

報告書の中で書いてはあるっていうのは分かるんですけど、提言書の中にはそういうふうなニュアンスのところは。

### 早川政策法務監

提言書の中で、公明党さんの御意見をそのまま記載するということですか。

### 長田委員

公明党さんの書いているような対応方針みたいな形で書きぶりを変えたみたいのところとか、それが提言書の中のどこに反映されとるのか教えてもらいたい。

### 早川政策法務監

そちらが提言書の 2 ページのところになります。先ほど申し上げました報告書の 6 ページの部分辺りが提言書の 2 ページの辺りになりまして、そこの法定外税による適地誘導というところがそのまま提言書の 2 ページに引っ張ってきていると。

### 長田委員

ということは、今回訂正はないですか。前のままで反映はされているということ

すか。

### 早川政策法務監

いや、ここがこちらの説明資料ですね。今日お配りさせていただいた配布資料の12ページの修正案イメージとしてございますとおり、本日配付させていただいた資料の12ページになります。

### 長田委員

これ修正案は報告書ですよ。提言書ですか。

### 丹羽主任

先ほど説明させていただいたつもりだったんですけど、説明不足で申し訳ございません。

修正案イメージについては報告書案を修正するというので、素案を訂正するというのでこのように記載させていただいておるんですけども、そもそも提言書というものは、この報告書の内容を踏まえて知事に提言するというので、ここの報告書案の「第三 提言」の部分を抜粋して、提言書としております。したがって、報告書案の「第三 提言」の部分を修正ということは、すなわち提言書案の同じ部分を変えるということですのでさせていただきたいと思っておりますので、必然的に同じ部分が、報告書案の部分を修正ということは、提言書案の同じ部分も修正するという趣旨で御提案させていただいております。

### 長田委員

ということは、この資料2のどこが変わったんですか。

### 丹羽主任

資料1と資料2については、会派意見聴取の段階の時点の報告書の素案をお渡しさせていただいておりますので、現在その修正案については、今、現時点でお諮りしているものでございますので、そこには何もその修正案の部分は反映しておりません。

### 長田委員

わかりました。もう1回出てくるということやね。

### 早川政策法務監

修正について御了承いただければ、この修正案がここに映されるということです。

## 長田委員

分かりました。

## 津田座長

ほかによろしいですか。

それでは、報告書及び提言書の素案について、先ほどお配りいたしました修正案のとおり、修正することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

それでは、そのようにいたします。

なお、必要な整理については、正副座長に御一任いただきますようお願いいたします。

また一度、各会派で意見聴取を行ったところですが、今回の検討会での意見を踏まえ、修正された報告書及び提言書の素案について、再度、会派意見の聴取を行うかどうか、いかがいたしましょうか。

(「なしでいい」と発言する者あり)

それでは、再度は会派に意見を聴取しないことといたします。

なお、確定した報告書及び提言書案については、後日、各委員に配付いたします。

次に、本検討会において取りまとめた提言書案については、全員協議会及び代表者会議において協議いただいた上で確定とし、さらに、知事への提言を行っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

それでは、そのようにいたします。

なお、全員協議会等での議論により、今後、御協議いただく必要がある内容が出てきましたら、検討会において改めて御協議いたしたいと思いますので、御承知おきください。

また、日程等の詳細については、この後の委員協議で御協議いただきたいと存じますので、御了承願います。

本日、御協議いただく事項は以上ですが、ほかになにかございませんか。

(発言する者なし)

なければ、以上で第10回再生可能エネルギーに関する検討会を閉会いたします。

委員の方は御協議願うことがありますので、そのままお待ちください。

(以上)